

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という）は、シードの使命である「『眼』の専門総合メーカーとして、お客様の『見える』をサポートする」の達成、及び中長期的な企業価値の向上を目指しております。これらを実現するために、当社は、コーポレート・ガバナンスを充実させ、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの良好な関係を構築し、透明、健全かつ迅速、果敢な企業経営を行うことに努めます。

当社は、「シードグループ コーポレート・ガバナンス基本方針」※を策定し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。※別紙参照

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[補充原則4-1-3]

当社は、最高責任者たる代表取締役社長の選定について、人格、見識、実績等を勘案して適当と認められる者の中からその時々の中からの会社を取り巻く状況や対処すべき課題に応じて最適と考える人物を選定することとしています。

[補充原則4-11-3]

当社の取締役会は多様な知識、経験を有するメンバーで構成されており、自由活発な議論を通じて実効的なガバナンスと経営判断が確保されていると考えられることから、取締役会の自己評価は実施しておりませんが、今後実施の可否を含めて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4] いわゆる政策保有株式

連結総資産に占める割合を考慮の上、取引先の関係強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断する株式を保有します。保有する株式については、取締役会にて、個別銘柄毎に、毎年、継続的に保有の意義を検証します。保有株式に関する議決権の行使については、議案の内容を検討し、その取引先の株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、取引関係を強化する方向で、議決権を行使します。

[原則1-7] 関連当事者間の取引

1. 当社グループは、関連当事者取引について、関連当事者取引規程を策定し、株主の利益を保護するため、取締役、監査役などの当社グループ関係者や主要株主がその立場を濫用して、株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努めます。
 2. 取締役会は、取締役によって株主の利益に反するような競業取引、自己取引及び利益相反取引が行われないよう監視します。
 3. 当社グループと関連当事者との取引の開始及びその継続は、取締役会において市場価格や一般的な取引条件等を参考に取引内容及びその条件の妥当性について審議し、その承認に基づき行われます。
- また、2014年11月に発覚しました当社と関連当事者との取引上の問題に関し、外部専門家検証委員会の報告を踏まえ、以下を再発防止策として実施しています。
- 1) コンプライアンス確保に関する意識を高めるための役職員の研修の実施
 - 2) 関連当事者の確認の徹底と利益相反・競業避止義務に係る確認の強化
 - 3) 関連当事者に関わる会社属性の適切な調査・把握を踏まえた業務プロセスにおける内部統制の改善・強化

[原則3-1] 情報開示の充実

1. 当社グループは、株主をはじめ全てのステークホルダーに対し、経営に関する重要な情報を、会社法及び関連法令等に基づき、自主的かつ公正に開示します。
 2. 開示する情報は、分かりやすい内容で、株主をはじめ全てのステークホルダーが容易にアクセスできる多様な方法で開示するよう努めます。
 3. 当社は、英語及び中国語でのホームページを開設しています。その他に必要な範囲において、英語での情報開示も行います。
 4. 当社グループは、シードの使命である「『眼』の専門総合メーカーとして、お客様の『見える』をサポートする」の実現、及び中長期的な企業価値の向上を目指しております。これらを実現するために、当社は、コーポレート・ガバナンスを充実させ、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの良好な関係を構築し、透明、健全かつ迅速、果敢な企業経営を行うことに努めます。
- 当社は、「シードグループ コーポレート・ガバナンス基本方針」※を策定し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。※別紙参照
5. 取締役及び執行役員の指名・報酬等に関しては、事前に社外取締役の説明・助言を得た上で、取締役会で審議し決定してまいります。
 6. 取締役及び執行役員の報酬は、企業の持続的な成長のために、適切な人材の登用と処遇管理により優秀な経営者人材を確保し、加えてコーポレートガバナンス・コードに適合し、投資家の目線・開示要求を反映した仕組みとすることを目的として、2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改訂しており、基本報酬と業績連動報酬、役員退職慰労金、及び株式取得目的報酬で構成されています。
 7. 取締役会は、当社業務、又は企業経営、財務、法務、科学技術等の専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持します。
 8. 監査役は、企業経営、財務、法務、又は科学技術等の適切な知見を有する者から選任します。
 9. 当社は、社外取締役、社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）の選任について、経営監視機能の強化や透明性の確保、及び取締役会における建設的な討議、助言に貢献できる社外役員の選任、確保のために、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、「社外役員の独立性に関する基準」※を制定し、会社法上の要件及びこの基準を満たすことを社外役員選任の条件としています。※別紙参照
 10. 役員の主要略歴については有価証券報告書に記載しています。

[補充原則4-1-1]

- 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程にて定められた重要事項を意思決定するとともに、経営管理に関する基本方針を決定し、取締役の職務執行、財務報告及びその内部統制に関し、業務執行取締役及び執行役員を適切に監督・監視します。
- 取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるため、法令、定款及び前項に記載する事項以外の業務執行の意思決定を業務執行取締役に委任します。
- 経営会議規程、職務権限規程を定め、経営会議で決議すべき事項、各職制に応じて決裁できる事項を定めています。これらに基づき、業務執行取締役や執行役員が業務執行を担っております。

[原則4-9] 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

- 社外取締役は、当社から人的及び経済的に独立した取締役を選任いたします。
- 当社は、社外役員の選任について、経営監視機能の強化や透明性の確保、及び取締役会における建設的な討議、助言に貢献できる社外役員の選任、確保のために、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、「社外役員の独立性に関する基準」を次のとおり制定し、会社法上の要件及びこの基準を満たすことを社外役員選任の条件としています。

[補充原則4-11-1]

- 取締役会は、当社業務又は企業経営、財務、法務、科学技術等の専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持します。
- 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程にて定められた重要事項を意思決定するとともに、経営管理に関する基本方針を決定し、取締役の職務執行及び財務報告とその内部統制に関し、業務執行取締役及び執行役員を適切に監督・監視します。
- 取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるため、法令、定款及び前項に記載する事項以外の業務執行の意思決定を業務執行取締役に委任します。
- 当社は、社外役員の選任について、経営監視機能の強化や透明性の確保、及び取締役会における建設的な討議、助言に貢献できる社外役員の選任、確保のために、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、会社法上の要件及びこの基準を満たすことを社外役員選任の条件としています。

[補充原則4-11-2]

取締役及び監査役の兼任の状況は、コーポレート・ガバナンス報告書及び株主総会の招集通知に記載するとともに、開示いたします。

[補充原則4-14-2]

- 当社グループは、取締役及び監査役がその役割や責務を適切に果たすために必要十分なトレーニングを整備します。社外役員のトレーニングについては、必要な見識を有していることに鑑み、必要に応じて実施します。
- 当社グループは、取締役及び監査役（社外役員を除く）に対し、就任時及び就任以降も継続的に当社の経営を審議するために必要な当社の社内情報取得の機会を設けるとともに、法律やコーポレート・ガバナンスに関する講義や研修を行い、さらに法改正や経営課題に関する研修も継続的に実施することを取締役及び監査役のトレーニングの方針とします。
- 当社グループは、取締役及び監査役がその役割を果たすために、トレーニングに係る必要な費用を負担します。

[原則5-1] 株主との建設的な対話に関する方針

- 継続的な企業価値の向上に資することを目的として、株主を含む投資家（以下、「株主等」という）との建設的な対話を促進します。
- 株主等との建設的な対話は、「株主を含む投資家との建設的な対話に関する指針」※に基づいて行います。※別紙参照
- 当社は、代行機関等を通じて株主及びその保有株式数を把握できる体制にあります。機関投資家等が保有することにより実態の把握が困難な株主についても、個別面談等を通じて、その判明に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
管理信託(A001) 受託者(株) SMBC信託銀行	1,815,970	19.93
みずほ信託銀行(株) 有価証券管理信託0700026	1,439,690	15.80
野村信託銀行(株) (信託口2052116)	1,201,840	13.19
三井住友信託銀行(株) (信託口 甲1号)	465,500	5.11
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	457,400	5.02
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	328,200	3.60
(株) みずほ銀行	302,000	3.31
浦壁 昌広	203,300	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	190,000	2.09
資産管理サービス信託銀行(株) (証券投資信託口)	111,600	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	新井 隆二
親会社の有無	なし

管理信託(A001)受託者 (株) S M B C信託銀行、みずほ信託銀行 (株) 有価証券管理信託0700026、野村信託銀行 (株) (信託口2052116)及び三井住友信託銀行 (株) (信託口 甲1号) の所有株式数については、委託者である新井隆二氏が議決権の指図権を留保しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

1. 当社グループは、少数株主を害することを防止するため、支配株主、支配株主の近親者並びに支配株主又はその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社と取引等を行う場合は、取締役会において、市場価格や一般的な取引条件等を参考に取引内容及びその条件の妥当性について審議をし、その可否を決議することとしています。

2. 2018年3月31日現在において、当社の筆頭株主である新井隆二の議決権所有割合は59.06% (内、合算対象分0.04%) となることから支配株主に該当します。ただし、支配株主及び支配株主の近親者との取引はありません。

また、支配株主の近親者が議決権の過半数を所有する会社との取引がありますが、取引内容やその妥当性等を取締役会において十分に審議を行っており、支配株主以外の株主の利益を阻害しないことを確認しています。

3. 当社グループは、外国人株主を含む全ての株主の権利が適正に確保され、株主がその権利を行使することができるよう、適切な対応と環境の整備を行います。さらに、いずれの株主に対しても、その株式の内容及び数に応じて平等に扱い、特定の株主に対し、特別な利益の供与を行いません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小原 之夫	他の会社の出身者					△						
大竹 裕子	公認会計士					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小原 之夫	○	(株) みずほ銀行取締役副頭取 (株) みずほホールディングス監査役 (株) みずほコーポレート銀行監査役 (株) みずほフィナンシャルグループ常勤監査役 みずほ情報総研(株) 代表取締役社長 (2010年2月退任) 上記を歴任されています。 みずほキャピタルパートナーズ(株) アドバイザー 上記を兼任されています。	会社経営者としての長年の知識・経験等を活かし、当社の会社業務全般に対する監督・助言を頂くため選任しております。 なお、(株) 東京証券取引所が定める独立要件、及び当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。

大竹 裕子	○	みずほコーポレートアドバイザー (株) (2003年9月退社) 上記を歴任されています。 大竹裕子公認会計士・税理士事務所 (株) プロビタス代表取締役 上記を兼任されています。	公認会計士・税理士としての高い見識と会計の専門知識を有しており、また、会社経営者としての知識・経験等を活かし、当社の会社業務全般に対する監督・助言を頂くため選任しております。 なお、(株) 東京証券取引所が定める独立要件、及び当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役会、会計監査人及び内部監査部門は、定期的にレビューの場を設け、必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努めています。
2. 当社は、会計監査業務を執行する会計監査人として、PwCあらた有限責任監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査につき監査契約を締結しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
種房 俊二	他の会社の出身者							△						
田邨 正義	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

種房 俊二	○	(株) 富士銀行取締役新橋支店長 富士銀キャピタル(株) 代表取締役社長 (現みずほキャピタル(株)) (株) 富士キャピタルパートナーズ代表取締役社長(2000年3月退任) (現(株) みずほキャピタルパートナーズ) 上記を歴任されています。 アルコニックス(株) 社外取締役 日本高純度化学(株) 社外取締役 上記を兼任されています。	会社経営者としての長年の知識・経験等を当社の会社業務全般に対する監査機能強化に活かして頂くために選任しております。 なお、(株) 東京証券取引所が定める独立要件、及び当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。
田邨 正義	○	---	弁護士としての専門的見地から、法令に遵守した手続きが行われているか等、意思決定の妥当性の確保するための助言をいただくため、また、当社の会社業務全般に対する法務機能強化のために、選任しております。 なお、(株) 東京証券取引所が定める独立要件、及び当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、[原則4－9]に示す通り、「社外役員の独立性に関する基準」に基づき、社外役員を選任しております。独立役員の資格を満たす社外役員全てを独立役員に指定しています。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び執行役員の報酬は、企業の持続的な成長のために、適切な人材の登用と処遇管理により優秀な経営者人材を確保し、加えてコーポレートガバナンス・コードに適応し、投資家の目線・開示要求を反映した仕組みとすることを目的として、2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改訂しており、基本報酬と業績連動報酬、役員退職慰労金、及び株式取得目的報酬で構成されています。なお、業績連動報酬は、企業業績及び各担当業務の貢献度と連動し、年度毎に支給額を決定します。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2018年3月期における取締役の報酬総額は、50,400千円であることを、2018年3月期「有価証券報告書」において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び執行役員の報酬は、企業の持続的な成長のために、適切な人材の登用と処遇管理により優秀な経営者人材を確保し、加えてコーポレート・ガバナンスコードに適応し、投資家の目線・開示要求を反映した仕組みとすることを目的として、2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改訂しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役のサポート体制

社外取締役には、取締役会事務局が、取締役会資料の配布等の継続的な情報提供を行っております。取締役会事務局は、経営企画部が担当しています。また、社外取締役は、他の社外役員と定期的に協議を行うことで、情報の共有を図っています。

2. 社外監査役のサポート体制

社外監査役に対しては、常勤監査役が、経営会議をはじめとする社内の重要な会議、及び日頃の社内監査を通じて得た情報等の提供を、監査役会において行っています。また、取締役会事務局は、取締役会資料を事前に配布し、必要に応じて常勤監査役がその内容の説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. コーポレート・ガバナンスの体制の概要

当社は監査役会制度を採用し、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しています。

2. 取締役会

取締役会は7名(内、社外取締役2名)で構成され、毎月1回定期取締役会を開催しており、経営方針や重要事項について決議する他、業績の進捗状況や子会社に関する事項等についても議論を行い、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を踏まえたうえで意思決定を行っています。

3. 監査役会

監査役会は3名(内、社外監査役2名)で構成され、取締役の職務執行を監視・監督しております。監査役会は、毎月1回開催しており、また会計監査人とのミーティングの場を定期的に設けて、会計基準に準拠した適正な会計処理を実施できるように情報交換を行っています。常勤監査役は、経営の意思決定のプロセスや結果の妥当性を検証するほか、重要な書類の閲覧、各部門の業務執行状況の実査・検証を行い、毎月開催される監査役会で報告することで、監査役相互間での意見交換・情報の共有に努めています。

4. 執行役員制度

当社は、執行役員制度を採用しています。執行役員は、代表取締役社長から担当業務・分野における具体的な業務執行の決定権限の委譲を受け、業務を執行しています。

5. 経営会議

目まぐるしく変化する経営環境に対応するために、取締役及び常勤監査役、各担当部長らが出席する経営会議を適宜開催し、重要な案件に関する情報の早期共有化と意思決定の迅速化を図っています。

6. 内部管理体制・リスク管理体制

当社グループは、社内の管理体制強化を図る活動の一環として、法令及び関係規則遵守の重要性を周知徹底させるための社員教育を全社員を対象に実施しております。さらに、社内における組織規程、業務分掌規程及び職務権限基準をはじめとする各種規程に則った組織運営がなされるよう、関係部門が連携し内部牽制の機能強化に努めております。なお、必要に応じて、顧問弁護士からの指導をいただいております。

下記の組織及び各委員会を運営し、内部統制及びリスク管理体制の強化を図っております。

7. 内部監査

内部監査は、社長直轄の監査部が担当しており監査計画並びに社長の指示事項に基づき、各部門の業務活動並びに各種法令及び社内規程等の遵守事項を監査しております。また、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき業務の透明性や有効性を向上させて、財務報告の信頼性を高めるため、内部統制システムの整備・運用状況の監査も行っております。

8. シードコンプライアンス委員会

コンプライアンス体制の充実・強化を推進するために、代表取締役社長を議長としたシードコンプライアンス委員会を設置し、適宜開催し議論を行っています。また、匿名での通報・相談窓口を設け法令の違法行為・反社会的行為の未然防止に取り組んでおります。

9. リスク・セキュリティ管理委員会

当社グループは、増大するリスク管理に対応するため、情報セキュリティ方針を策定するとともに、個人情報を含むリスク全般について監視・管理する委員会としてリスク・セキュリティ管理委員会を設置し、代表取締役社長を議長として、必要に応じてリスク案件の洗い出し、改善・回避する施策立案の議論を行っています。

10. 会計監査人

当社は、会計監査業務を執行する会計監査人として、PwCあらた有責任監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査につき監査契約を締結しております。会計監査業務を執行した公認会計士は2名であり、また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他10名であります。なお、当社とPwCあらた有責任監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

11. 監査役会、内部監査、及び会計監査の連携

監査役会は、会計監査人及び監査部と定期的にレビューの場を設け、情報交換を行うことで、監査体制の強化を図っております。

12. 社外取締役

当社の社外取締役2名は、当社から人的及び経済的に独立した取締役であり、独立かつ客観的な立場から、取締役会の判断・行動を監督・監視しております。当社の社外取締役の独立性に関する基準及び当社との関係については、前述のとおりです。

13. 社外監査役

当社の社外監査役2名は、当社から人的及び経済的に独立した監査役であり、独立かつ中立の立場から、監査を行い、当社の監査体制の独立性、中立性の強化を図っています。当社の社外監査役の独立性に関する基準及び、当社との関係については、前述のとおりです。

14. 社外役員の選任状況に関する基準または方針、及び当社の考え方

社外役員は、当社から人的及び経済的に独立している役員を選任しています。金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、会社法上の要件及びこの基準を満たすことを選任の条件としています。

15. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び執行役員の報酬は、企業の持続的な成長のために、適切な人材の登用と処遇管理により優秀な経営者人材を確保し、加えてコーポレート・ガバナンスコードに適応し、投資家の目線・開示要求を反映した仕組みとすることを目的として、2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改訂しております。

16. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（社外取締役及び業務執行を行わない取締役）及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは上記の体制によって、取締役の職務執行の監視体制が効果的に機能し、経営判断及び業務執行の迅速化が図られていると判断しているため、現コーポレート・ガバナンス体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しています。 第62回定時株主総会は、2018年6月27日（水）に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	第62回定時株主総会より、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト「スマート行使」を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	第61回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。 また、スマートフォン対応の電子版招集通知も作成し、電子行使への誘導も行っております。
その他	TDnet及び当社ホームページに招集通知を掲載しています。 また、第62回定時株主総会の招集通知につきましては、発送およびホームページ上の開示は6月8日で行いました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主等との対話を実現するために、個人投資家向けに年間複数回の説明会の開催を計画しています。 2017年度は、大阪、京都、兵庫で個人投資家説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家説明会を毎年6月と12月に計画しています。 2017年度は、上記の計画に沿って実施しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報ページに「IRライブラリ」を設けて、FactBookをはじめとしてIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部をIR担当部署として、担当者を配置しております。	
その他	2017年度は、機関投資家向けに年間63回の個別面談（海外投資家との個別面談含む）を実施したほか、必要に応じて当社工場見学の機会を設けています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの企業ビジョンを構成している「行動規範」及び「シードグループ コーポレート・ガバナンス基本方針」に定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの企業ビジョンとそれを支える各方針及び新行動原則において、環境・品質・安全・コンプライアンス・社会貢献等に対する考え方を定め、全役職員に周知し、取り組んでいます。 ・当社の主力工場である鴻巣研究所では、水やプラスチックを再利用することで環境保全に努めております。また、太陽光発電システムを設置し、太陽光の有効活用や、遮熱効果による電力使用量の低減にも努めております。 ・2011年1月には、医療機器向けの品質マネジメントシステムのための国際標準規格であるISO13485:2003を取得いたしました。 ・2011年7月から、盲導犬・視覚障害者支援事業への助成を行っております。 ・その他、地域社会貢献のためのCSR活動を随時実施しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーのうち株主を含む投資家に対しては、「株主を含む投資家との建設的な対話に関する指針」において、株主を含む投資家への情報提供やその方法について定めています。 また、毎年2回CSRレターを作成し、取引先やユーザーの一部に対し配布しています。
その他	当社グループは、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を目指し、以下のよう取り組みを行っています。 ・役員への女性登用 第59回定時株主総会において、大竹裕子氏を社外取締役として登用しております（現任）。 ・子育て手当 当社従業員の子育てを支援することを目的に、育児休業を取得して職場復帰した者に子育て手当を支給しています。 ・育児短時間勤務制度 育児短時間勤務制度を利用する者は、希望に応じて小学校就業前まで同制度を利用することができることとしています。 ・保育・児童施設の設置 働きやすい職場環境の整備、女性の活躍促進、地域貢献を目的として、2018年4月に保育・児童施設「ふくろうの森」を開園しました。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では「内部統制システムに関する基本方針」を以下の通り定め、開示しており、当社グループ内で周知徹底しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
- 当社は、取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「シードグループ行動規範」を制定し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。
- コンプライアンス体制の充実・強化を推進するために、代表取締役社長を議長とし、必要に応じて専門家（弁護士）も加えたコンプライアンス委員会を設置する。また、取締役及び使用人からの通報・相談窓口を総務部の社内弁護士と経営から独立している常勤監査役とし、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
- 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性及び有効性について監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- コンプライアンス、市場環境、製品品質、知的財産及び災害等に係るリスクについては、それぞれの所管部署において担当、各部門長が管理を行い、リスク発生の抑止及び軽減に取組む。
- 新たに生じたリスクに関しては、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、総務部が窓口となり、速やかに対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、経営における重要事項や取締役の業務執行状況等の監督を行う。また、効率的な経営判断・意思決定を行うために、経営会議を開催（適宜）し、代表取締役社長、常勤監査役、取締役・担当部長・担当部署等が出席し議論を行う。
- 会社の各部門の目標の進捗状況確認と対応策等を立案するため、各部署長は代表取締役社長及び担当取締役出席の下、毎月1回レビューを開催する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社は、関係会社管理規程に従い、子会社管理強化のための担当部門（関係会社管理部・海外事業本部）を設置し、各子会社が内部取引規程や会社規程を遵守した活動を行っているか管理を行う。それぞれの担当部門長は、必要に応じて、会議の開催、関連資料等の提出を担当者に求める。
- ・月一回開催する国内子会社の取締役会には、代表取締役社長が参加することを求める。
- ・月一回開催する海外子会社とのレビューには、代表取締役社長が参加することを求める。
- 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、当社グループ全体におけるリスクの管理と情報セキュリティの維持に関して、リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク・セキュリティ管理委員会規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクマネジメント推進のためリスク・セキュリティ管理委員会を開催し、リスクを網羅的・統括的に管理する。
- 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、国内、海外における関係会社管理規程を制定し、子会社に関する業務の円滑化を図り、育成強化するとともに、相互の利益と発展をもたらすよう、適切な指導を行う。
- ・子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行を監査する。
- 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、子会社の取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「株式会社シード役職員行動指針」を子会社に対しても適用し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。
- ・当社は、子会社に対し、内部監査規程及び国内、海外における関係会社管理規程に基づき、業務監査を実施することとし、監査は監査部が実施するほか、必要と認めたときは会社の監査役も実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 当社は、監査役の職務を補助する組織を監査役室とする。また、必要に応じて各部門より業務補助のための補助者を監査役と総務部部长と協議のうえ任命することができる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分に際して、監査役会の承認を得なければならないものとする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 当社は、その補助者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際は、速やかに監査役に報告をする。
- ・常勤監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に報告を求めるものとする。
- 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役へ報告する。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

○当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

○監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理部において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

○監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催し、意見交換を行うものとする。また、必要に応じて専門の弁護士、会計士を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「反社会的勢力に対する方針」を以下の通り定め、当社グループ内で周知徹底しております。

反社会的勢力に対する方針

反社会的勢力による被害を防止するために、シードグループの全役職員は、断固として反社会的勢力と関係を遮断し、排除する。

1. 反社会的勢力との関係を一切遮断するために、全役職員が断固たる姿勢で取り組む
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応する
3. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行う
4. 反社会的勢力への資金提供や裏取引を行わない
5. 反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保する

当社グループでは、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力チェックマニュアル」を制定し、これらに基づいて反社会的勢力との取引を行わないこととしています。新しく取引を開始する場合は、上記に基づいて調査を行った上で、承認された場合に限り取引を開始することができようになり、既存の取引先においては、1年に一度反社会的勢力に該当していないかどうかの確認を行っています。また、当社グループの従業員に対し、反社会的勢力と関係していない旨の誓約書を提出させています。

加えて、反社会的勢力の不当要求による被害を防止するために、不当要求防止責任者連絡協議会に加入して、警察等と連携できる体制を整備しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

――

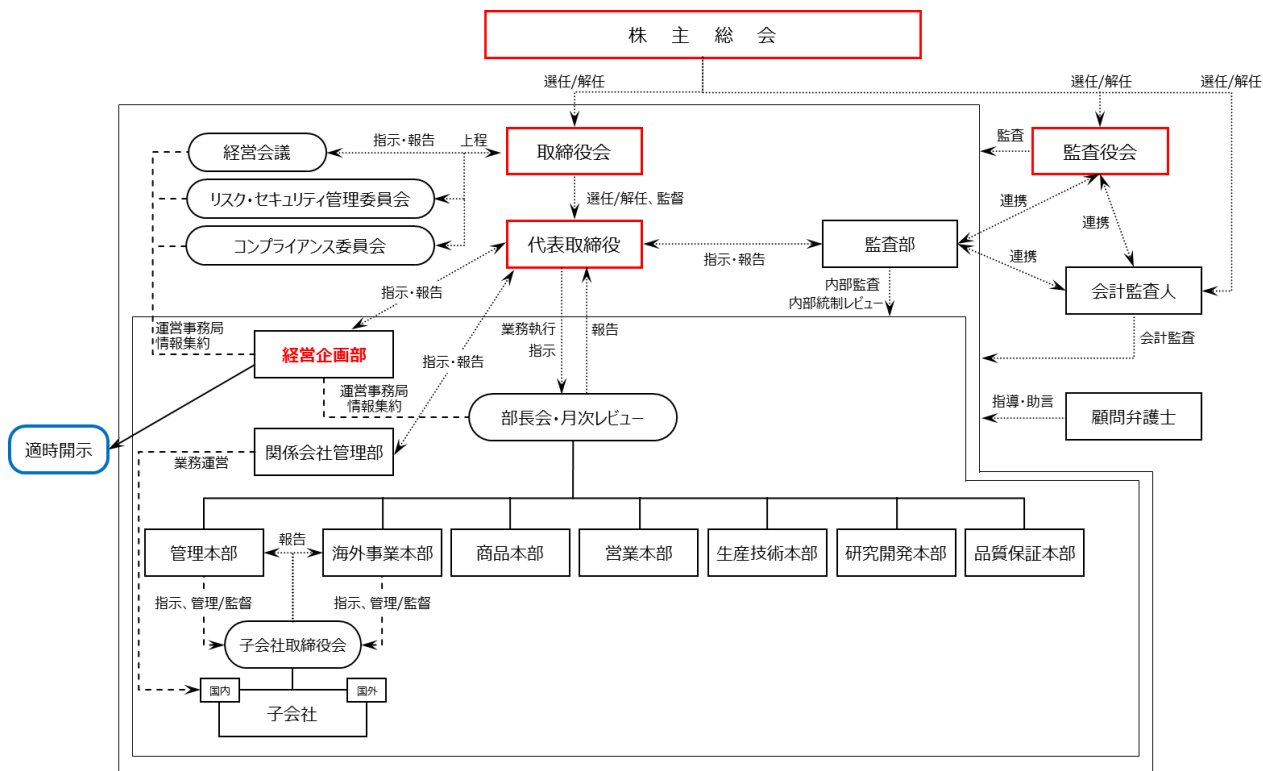
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る体制の概要は、以下の通りです。

当社の会社情報（適時開示規則に規定される）は、情報最終管理責任部署である経営企画部（社長直轄）に報告され、同部より速やかに遅滞なく公表することとしております。

経営企画部に報告・集約される情報の流れについては以下の通りであります。

1. 決定（発生）事実に関する情報（子会社に係る情報を含む）は、社内各部より当社の決裁・決定機関である「取締役会」、「経営会議」、「シードコンプライアンス委員会」及び「リスク・セキュリティ管理委員会」の事務局の経営企画部にその内容が報告されます。
2. 決算に関する情報（子会社に係る情報を含む）は、経理部等から経営企画部に報告されます。



シードグループ コーポレート・ガバナンス基本方針

第1章 総則

第1条 (目的及びコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という）は、シードの使命である「『眼』の専門総合メーカーとして、お客様の『見える』をサポートする」の実現、及び中長期的な企業価値の向上を目指しております。これらを実現するために、当社は、コーポレート・ガバナンスを充実させ、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの良好な関係を構築し、透明、健全かつ迅速、果敢な企業経営を行うことに努めます。

当社は、「シードグループ コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

企業ビジョン<http://www.seed.co.jp/company/vision.html>

第2章 株主との関係

第2条 (株主の権利の確保)

当社グループは、外国人株主を含む全ての株主の権利が適正に確保され、株主がその権利を行使することができるよう、適切な対応と環境の整備を行います。

第3条 (株主総会)

株主総会は、議決権を有する株主によって構成される最高意思決定機関と位置づけ、当社は、株主の十分な権利行使期間を確保し、適正に権利行使できる環境の整備を行います。また、取締役は、株主との信頼関係を醸成するとともに、株主が議決権行使において適切な判断を行えるよう、十分な説明と質疑応答を実施します。

第4条 (議決権の尊重)

招集通知は、株主が十分に検討する時間を確保できるよう、適切な時期に発送するとともに、招集通知に記載する情報はインターネット等電磁的な方法を通じて早期に開示します。

2. 株主総会において、株主が適切な判断を行えるよう、必要な情報を提供します。
3. 株主総会に出席する株主だけでなく、外国人株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使できる環境の整備に努めます。
4. 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、当社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行います。
5. 取締役会は、株主総会において可決されたものの相当数の反対票が投じられた議案については、相当数の反対に至った原因の分析を行うとともに必要な対応を検討します。

第5条 （株主の権利の保護）

取締役会及び監査役会は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、その必要性と合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、その内容を開示することにより取締役会としての考え方を適切に説明します。

2. 当社は、いわゆる買収防衛策を導入せず、当社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方を株主に対し適切に説明し、適正な手続きを確保します。また、当社は、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げません。

第6条 （株主の平等性の確保）

いずれの株主に対しても、その株式の内容及び数に応じて平等に扱います。

2. 当社グループは、特定の株主に対し、特別な利益の供与を行いません。

第7条 （株主の利益に反する取引の防止）

当社グループは、関連当事者取引について、関連当事者取引規程を策定し、株主の利益を保護するため、取締役、監査役などの当社グループ関係者や主要株主がその立場を濫用して、株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努めます。

2. 取締役会は、取締役によって株主の利益に反するような競業取引、自己取引及び利益相反取引が行われることがないよう監視します。
3. 当社グループと関連当事者との取引の開始及びその継続は、取締役会において市場価格や一般的な取引条件等を参考に取引内容及びその条件の妥当性について審議し、その承認に基づき行われます。

第8条 （株主等との建設的な対話）

継続的な企業価値の向上に資することを目的として、株主を含む投資家（以下、「株主等」という）との建設的な対話を促進します。

2. 株主等との建設的な対話は、「株主を含む投資家との建設的な対話に関する指針」に基づいて行います。
3. 当社は、代行機関等を通じて株主及びその保有株式数を把握できる体制にあります。機関投資家等が保有することにより実態の把握が困難な株主についても、個別面談等を通じて、その判明に努めます。

第9条 （資本政策の基本的な考え方）

当社グループは、株主価値の向上を目指し、必要となる十分な株主資本の水準を考慮した経営を行います。

2. 当社グループは、安定的な配当を実施することに加え、その他経営環境の変化に先駆けて、財務施策を実施します。
3. 当社グループは、「財務方針」に基づいて、適正な財務情報を開示し透明かつ健全な企業経営を実践するとともに、中期経営計画書において事業年度毎の財務目標を開示します。

第10条 （買収防衛策の基本的な考え方）

当社グループは、原則として買収防衛策を導入しておりません。また、現段階では、導入の予定はありません。当社グループの株式が公開買付けに付された場合には、第5条2項の通りとします。

第11条 （政策保有株式に関する方針）

当社グループは、連結総資産に占める割合を考慮の上、取引先の関係強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断する株式を保有します。保有する株式については、取締役会において、個別銘柄毎に、毎年、継続的に保有の意義を検証します。保有株式に関する議決権の行使については、議案の内容を検討し、その取引先の株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、取引先との関係を強化する方向で、議決権を行使します。

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

第12条 （ステークホルダーとの良好かつ円滑な関係）

当社グループは、長期的な企業価値の向上を目指し、お客様、お取引先、地域社会及び当社グループの役職員をはじめとする全てのステークホルダーを尊重し、良好かつ円滑な関係を維持することに努めます。

2. 当社グループは、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を増進します。

第4章 情報の開示と透明性

第13条 （情報開示と透明性）

当社グループは、株主をはじめ全てのステークホルダーに対し、経営に関する重要な情報を、会社法及び関連法令等に基づき、自主的かつ公正に開示します。

2. 開示する情報は、分かりやすい内容で、株主をはじめ全てのステークホルダーが容易にアクセスできる多様な方法で開示するよう努めます。
3. 当社は、英語及び中国語でのホームページを開設しています。その他に必要な範囲において、英語での情報開示も行います。

第5章 コーポレート・ガバナンスの体制

第14条 （取締役会等の体制）

当社は、監査役会設置会社として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置します。

2. 取締役の内2名以上を独立した社外取締役（以下、「社外取締役」という）として選任いたします。
3. 取締役会は、当社業務、又は企業経営、財務、法務、科学技術等の専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持します。
4. 取締役会は、代表取締役社長を選定し、選定された代表取締役社長が取締役会の議長を務めます。
5. 監査役会は、独立性確保のため半数を独立した社外監査役（以下、「社外監査役」という）で構成します。
6. 監査役は、企業経営、財務、法務、又は科学技術等の適切な知見を有する者から選任します。
7. 監査役会は、取締役の職務執行を監査します。監査役は取締役会に参加し、常勤監査役はその他当社の重要な会議及び子会社の取締役会にも出席し、監視・監督を有効に機能させます。
8. 会計監査人は、当社の会計監査を行い、その内容を取締役、監査役会、担当部署である経理部に報告します。
9. 取締役及び監査役の兼任の状況は、コーポレート・ガバナンス報告書及び株主総会の招集通知に記載するとともに、開示いたします。
10. 社外取締役を除く取締役、常勤監査役、各担当部長により、重要な案件に関する協議、情報共有、意思決定する場として経営会議を適宜開催します。
11. コンプライアンス体制の充実・強化を目的として、代表取締役社長を委員長とするシードコンプライアンス委員会を設置しています。社内弁護士を窓口とする匿名通報・相談窓口制度を設け、通報された内容は同委員会で協議されます。
12. 常勤監査役を経営陣から独立した内部通報窓口として設置し、コンプライアンス体制の充実・強化を図ります。
13. 社会、環境及び個人情報等リスク全般を監視・監督する機能として、リスク・セキュリティ管理委員会を設置します。
14. 安全で高品質な製品を提供することを目的に、製造販売品質会議を設置します。
15. その他、定期的に代表取締役社長又は担当取締役が参加する各種会議等を設置します。

第15条 （取締役会の任務）

- 取締役会は、最良のコーポレート・ガバナンスの構築を通じて企業ビジョンの実現を目指し、その経営機能を発揮するとともに、公正な判断により最善の意思決定を行います。
2. 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程にて定められた重要事項を意思決定するとともに、経営管理に関する基本方針を決定し、取締役の職務執行、財務報告及びその内部統制に関し、業務執行取締役及び執行役員を適切に監督・監視します。
 3. 取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるため、法令、定款及び前項に記載する事項以外の業務執行の意思決定を業務執行取締役に委任します。
 4. 取締役会は、企業ビジョンの実現、企業価値及び株主の共同利益の中長期的な増大に努め、それらを損なう可能性のある行為に対して、適切に判断し、行動する責務を負います。
 5. 取締役会は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その

実現に向けて最善の努力を行います。中期経営計画への取り組みやその達成状況について十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させます。

6. 取締役会は、業績目標の達成に向け、その進捗状況を確認し、必要に応じて対策を講じるとともに、適切な情報開示に努めます。
7. 取締役会は、会計監査人が株主をはじめ全てのステークホルダーにとって重要な役割を果たすことを踏まえ、高品質な監査を可能とする十分な監査時間並びに対応体制を確保します。
8. 取締役会は、コンプライアンス、業務監査及び財務報告に係る内部統制等のリスク管理体制の整備について、これらの体制の適切な構築を行い、内部監査部門と連携して、有効に運用がなされているかの確認を行います。

第16条 （取締役会の運営）

取締役会の審議事項、報告事項、審議時間及び開催頻度等は、重要な業務執行の決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定します。

2. 取締役会では、自由闊達で建設的かつ有意義な議論や意見交換が行われるよう、取締役会開催前に必要に応じて十分な情報を提供することを目的として、適切な時期に資料の事前送付または説明に努めます。また、予め取締役会開催の年間スケジュールを定め、想定できる審議事項について決定します。

第17条 （取締役）

取締役は、善管注意義務及び忠実義務を負います。

2. 取締役は、取締役会の一員として、当社グループの経営の重要な意思決定及び監督を行います。
3. 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を求め、互いに積極的に意見を表明して議論を尽くし、議決権を行使します。
4. 取締役は、取締役会の議題を提案する権利及び取締役会の招集を求める権利を適時かつ適切に行使することにより、当社の経営課題の解決を図ります。
5. 取締役は、株主及びステークホルダーの信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし、取締役としての職務を執行します。
6. 取締役は、その役割、責務を実効的に果たすために必要な追加情報について、会社に提供を求め、さらに必要と考える場合には会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができます。

第18条 （社外取締役）

社外取締役は、当社グループから人的及び経済的に独立した取締役を選任いたします。

2. 社外取締役は、独立かつ客観的な立場から取締役会の判断、行動の公正性を高め、経営の実効性を確保すべく最良のコーポレート・ガバナンスの実現に努めます。
3. 社外取締役は、当社グループの企業ビジョン、企業文化、経営環境等の状況について、取締役会事務局を通じて継続的な情報提供を受けるとともに、他の社外役員（以下、社外取締役及び社外監査役を併せて「社外役員」という）と定期的に協議を行います。

第19条 （代表取締役社長）

代表取締役社長は、当社グループの企業ビジョンの実現、企業価値の向上、及び株主の共同の利益の長期的な増大に向けた最善の業務執行に関する意思決定を行い、また、意思決定に基づく業務執行の監督について責任を負います。

2. 代表取締役社長は、業務執行の監督状況に関して取締役会に十分な説明を行い、議長を務めます。
3. 代表取締役社長は、社外取締役や監査役会の機能を十分に活用することにより、当社の持続的な成長を支える経営基盤の構築に努めます。
4. 代表取締役社長は、法令遵守体制及びリスク管理体制を含む内部統制システムを構築し、その実効性を評価するとともに、常に改善を図ります。
5. 当社は、最高責任者たる代表取締役社長の選定について、人格、見識、実績等を勘案して適当と認められる者の中からその時々の中社を取り巻く状況や対処すべき課題に応じて最適と考える人物を選定することとしています。
6. 代表取締役社長は、監査に資する十分な情報を監査役会に対し、適時・適切に提供します。

第20条 （監査役会）

監査役会は、取締役の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、会計監査その他法令により定められた事項を実施します。

2. 監査役会は、法令が定めるところに従い、事業報告、計算書類及びその他の書類について監査報告書を作成します。
3. 監査役会は、取締役の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、使用人及び会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人、内部監査部門及び社外取締役と必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努めます。
4. 監査役会は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備や問題等を指摘した場合、取締役会に対応改善を行うことを求めます。
5. 監査役会は、その職務を執行するための監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等を定めます。
6. 監査役会は、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく、情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を行います。

第21条 （監査役）

監査役は株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上に向けて企業の健全性を確保することを目的として、取締役の職務の執行を監査することにより、良質なコーポレート・ガバナンス体制を確立する責務を負います。

2. 監査役は、常に監査役としての必要な見識、高い倫理観、公正さ、誠実さを有し、当社グループの企業ビジョンの実践を心掛け、企業経営、財務、法務又は科学技術等の適切な知見に基づいて監査を行います。
3. 監査役は、その役割、責務を実効的に果たすために必要な追加情報について会社に提供を求め、

さらに必要と考える場合には会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができます。

4. 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、積極的に情報収集に努め、かつ内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に検証します。
5. 常勤監査役は、経営陣から独立した内部通報窓口として、通報に適切に対応します。
6. 常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有します。

第22条 （社外監査役）

社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性をさらに高めるために、法令上その選任が義務付けられること、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、忌憚のない意見を述べます。

2. 社外監査役は、株主の利益及び会社の利益を踏まえた公正で公平な経営の意思決定のために行動し、他の社外役員と協力して、株主との意見交換等を所管する部署との情報の交換を図り、その利益への配慮から意見を述べます。

第23条 （社外役員の選任条件）

当社は、社外役員の選任について、経営監視機能の強化や透明性の確保及び取締役会における建設的な討議、助言に貢献できる社外役員の選任、確保のために、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、会社法上の要件及びこの基準を満たすことを社外役員選任の条件としています。

第24条 （取締役及び監査役のトレーニングの方針等）

当社グループは、取締役及び監査役がその役割や責務を適切に果たすために必要十分なトレーニングを整備します。社外役員のトレーニングについては、必要な見識を有していることに鑑み、必要に応じて実施します。

2. 当社グループは、取締役及び監査役（社外役員を除く）に対し、就任時及び就任以降も継続的に当社の経営を審議するために必要な当社の社内情報取得の機会を設けるとともに、法律やコーポレート・ガバナンスに関する講義や研修を行い、さらに法改正や経営課題に関する研修も継続的に実施することを取締役及び監査役のトレーニングの方針とします。
3. 当社グループは、取締役及び監査役がその役割を果たすために、トレーニング等に係る必要な費用を負担します。

第25条 （執行役員）

当社は執行役員制度を採用しています。

2. 執行役員は、当社グループの企業ビジョンの実現、企業価値の向上及び株主の共同利益の長期的な増大に向けた業務執行上の重要職責を担います。執行役員は、代表取締役社長から担当業務・分野における具体的な業務執行の決定権限の委譲を受け、責任を持って目標完遂を志向して業務を執行するとともに、将来の当社の経営を担う優秀な人材を育成します。
3. 取締役を兼務する執行役員は、取締役として当社グループ全体の経営に関する監督責任を負うとともに、執行役員として自らの担当業務において職務執行の責任を負います。

4. 執行役員の員数は、取締役会の意思決定に基づく業務執行機能が、最も効果的かつ効率的に発揮できる適正な員数とします。

第26条 （取締役及び執行役員の指名・報酬等）

取締役及び執行役員の報酬は、企業の持続的な成長のために、適切な人材の登用と処遇管理により優秀な経営者人材を確保し、加えてコーポレートガバナンス・コードに適応し、投資家の目線・開示要求を反映した仕組みとすることを目的として、2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改訂しております。

- ・役員報酬制度は、基本報酬と業績連動報酬、役員退職慰労金、及び株式取得目的報酬で構成
- ・基本報酬は、各役位に応じて決定（但し、各役位にはレンジ幅あり）
- ・業績連動報酬は、企業業績及び各担当業務の貢献度と連動し、年度毎に支給額を決定
- ・役員退職慰労金は年度毎の貢献に基づき算定の上、積み上げ方式
- ・株式取得目的報酬による自社株取得については当社「持株ガイドライン」に従い、在任期間中は毎月継続的に自社株式を取得（2019年7月より実施予定）

第27条 （会計監査人）

会計監査人は、財務報告の信頼性の確保を任務としており、最良のコーポレート・ガバナンスの実現のために重要な役割を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けた対応を当社と共同して実施します。

2. 会計監査人は、当社からの独立性が確保されています。
3. 会計監査人は、その監査の品質管理のために組織的な業務運営がなされるようにします。
4. 監査役会は、会計監査人の独立性及び監査の品質管理のための組織的業務運営について、「日本公認会計士協会の品質管理レビュー」に基づいて評価を行います。

第28条 （内部統制）

当社グループの内部統制の充実、株主の信頼を得る重要な要素であり、取締役会は、会社法に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社グループの業務の適正を確保するための体制として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、運用します。

2. 取締役会は、前項の「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制及びリスク管理体制を適切に整備します。

第29条 （シードコンプライアンス委員会）

当社グループの全役職員は、コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンスを徹底します。

2. 当社グループは、コンプライアンス体制の確立、浸透、定着を目的に、取締役会の諮問機関として、シードコンプライアンス委員会を設置しています。
3. 当社グループは、従業員が不利益を被る懸念なく、違法な行為、又は不適切な行為を伝えることができるよう社内弁護士を窓口とする匿名通報、相談窓口制度を設置しています。

4. 通報を受けた情報は、シードコンプライアンス委員会に報告され、迅速かつ速やかに対応します。

第30条 （リスク・セキュリティ管理委員会）

当社グループは、リスクの管理と個人情報などの情報セキュリティの維持に関し、リスクの低減、及び当社グループの損失の最小化を図ることを目的としてリスク・セキュリティ管理委員会を設置しています。

2. 当社グループに物理的、経済的もしくは信用上の損失又は不利益を生じさせるリスクが発生し、又はそのおそれがある場合、リスク・セキュリティ管理委員会は、その大きさ、発生可能性、発生頻度及びそのリスクにより及ぼされる影響を評価し、対応を検討しています。

第6章 雑則

第31条 （改正）

本基本方針は、取締役会の決議により改正されます。

第32条 （附則）

本基本方針は、平成27年12月18日より施行されます。

平成27年12月18日制定

平成30年07月10日改正

企業ビジョン

シードの使命

『眼』の専門総合メーカーとして、お客様の『見える』をサポートする

経営理念

- ・ 専門特化した研究開発力を基盤に安全かつ高品質な製品を提供し、多くの人々の健康と幸せに貢献する
- ・ スピードを重視した経営により、環境変化に先駆けて対応するとともに、お客様のニーズに的確に応える
- ・ 社員ひとり一人が自発性と創意工夫を発揮できる場を作り、社員の努力に対してしっかりと報いる
- ・ 良き企業市民として、環境・社会・地域との調和をはかり、その発展に貢献する

行動規範

1. お客様に対して
ニーズを尊重し、満足いただける安全で有用な製品、サービス等を提供する
2. 株主・投資家様に対して
企業価値を高めることを責務として、透明かつ健全な企業経営を行い、信頼される企業たることを目指す
3. その他ステークホルダーに対して
関係法令を遵守し、全ての関係者に対して誠意をもって、公平かつ、公正に接し、適切な取引を行う
4. 社員に対して
能力向上のための自己研鑽に努め、良識、道徳心を兼ね備え、自立した社会人としての責任をもって行動する
5. 反社会的勢力に対して
毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない
6. 開発・生産活動において
先進的な研究開発を進め、技術力の向上と技術基盤の整備に努め、品質保証責任を果たす
7. 適正な会計
経営の健全性、透明性、並びに効率性を確保するため、会計情報を正確に記録し、適正な会計処理を行う
8. 会社情報・会社財産の尊重
知り得た会社情報や会社財産を不適切に利用することにより、自己及び第三者の利益を図らない
9. 知的財産権の尊重
事業競争力強化のため知的財産権に関する体制を強化するとともに、第三者の正当な知的財産権を尊重する
10. 広報・広告活動において
健全な事業発展と販売促進のため、客観的事実に基づき誠実に広報・広告活動を行う

株主を含む投資家との建設的な対話に関する指針

継続的な企業価値の向上に資することを目的として、株主を含む投資家（以下、「株主等」という）との建設的な対話を促進します。

1. 株主等との対話は、I R 担当部門である経営企画部が担い、代表取締役社長又は取締役が担当します。
2. 株主等との対話を合理的かつ円滑に行うために、経営企画部が中心となり、関連部署と連携をとり、財務、経営及び営業活動等の必要な情報が経営企画部に集約されるよう、必要な体制を整備します。
3. 株主等との対話を実現するために、株主総会における質疑応答の時間の確保、投資家説明会の開催、必要に応じて個別面談等の設定を行います。投資家説明会は、機関投資家向けに年間2回、個人投資家向けにも年間複数回計画いたします。株主総会での質疑応答の他、投資家説明会や個別面談等において寄せられた株主等からの意見は、集約して定期的に取締役会に報告し、経営に活用します。
4. 株主総会、投資家説明会及び個別面談等で質疑に対応する代表取締役社長、取締役及び経営企画部の担当者は、未公表の内部情報（インサイダー情報）を外部へ漏洩することを防止すること、及び株主等への公平性を確保することに、最大限の注意を払います。

財務方針

適正な財務情報を開示し、透明かつ健全な企業経営を実践する

1. 一般に公正妥当と認められる会計基準を遵守し、適正な会計処理で作成した財務報告を適時開示することにより、情報開示の透明性・公平性を確保する
2. コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、経営の健全性・透明性・効率性の確保に努める
3. 財務報告の作成を支えるため、所管する部署において必要とされる知識と技能を持った人材を配置し、専門性を維持・向上させる
4. 財務報告に関する重要な情報が円滑に経営者及び組織内の適切な管理者に伝達され、協議・報告を行う体制を構築する。また、内部統制の有効性を定期的に評価し、リスクを適切に管理・統制することにより、適正な内部統制報告書を提出する

社外役員の独立性に関する基準

■基本的な考え方

当社は、社外取締役、社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）の選任について、経営監視機能の強化や透明性の確保及び取締役会における建設的な討議、助言に貢献できる社外役員の選任、確保のために、金融商品取引所が定める独立性基準等を踏まえ、「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、会社法上の要件及びこの基準を満たすことを社外役員選任の条件とします。

■社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性基準を以下のとおり制定し、下記のいずれにも該当しない場合に、当社の経営陣から独立し、かつ株主と利益相反を生じるおそれがない中立の存在であると判断し、独立性を有すると認めるものとします。

1. 当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の主要な取引先^{※1}又はその業務執行者
2. 当社グループの大株主（議決権所有割合の10%以上を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
3. 当社グループが大株主（議決権所有割合の10%以上を直接または間接的に保有している）となっている者の業務執行者
4. 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者^{※2}又はその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家^{※3}（当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
6. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
7. 当社グループの業務執行者を社外役員として受け入れている会社又はその業務執行者
8. 過去3年間に於いて、上記1から7に該当していた者
9. 上記1から8に該当する者（重要な地位にある者^{※4}に限る）の近親者等^{※5}
10. 1から9に定める要件の他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有した場合

※1 当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当をする者をいう。

- ①直前事業年度における当社グループとの取引額が、当社グループ又は取引先の連結売上高の2%を超える者
- ②直前事業年度末における当社グループの取引先に対する債務額が取引先の連結総資産の2%を超える者、又は取引先の当社グループに対する債務額が当社グループの連結総資産の2%を超える者
- ③当社グループが借入れを行っている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関からの全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者

- ※² 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者とは、直前事業年度において、当社グループから1,000万円を超える寄付・助成を受けている者をいう。
- ※³ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、直前事業年度において、当社グループから1,000万円を超える財産を得ている者をいう。
- ※⁴ 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人、及び部門責任者等の重要な業務を執行する者、並びに監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体に所属する者のうち公認会計士（代表社員に限る）や弁護士（パートナーに限る）、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
- ※⁵ 近親者等とは、配偶者及び二親等以内の親族及び生計を一つにする利害関係者をいう。